

発達障害等のある幼児の支援をつなぐ

一保育所・幼稚園等と小学校等をつなぐ就学時引き継ぎシート例一

も く じ

1. 目 的	1
2. 就学時引き継ぎシートの位置付け	2
3. 就学時引き継ぎシートについて	3
4. 作成にあたって	5
フェイスシート(例)	7
支援状況シート(例)	9
就学サポートプラン(例)	11
同意書(例)	13
参考資料	15

この説明書では、特別な教育的ニーズのある子どもについて、「発達障害等のある幼児」と表記しています。

この「等」は、LD、ADHD、高機能自閉症等の診断のある子どものみを対象としているのではなく、診断のない子どもも対象にしているという意味で使っています。

1. 目 的

高知県教育委員会では、平成 23 年 9 月に、「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」～特別支援教育の理念のいっそうの広がりをめざして～を策定しました。（以下「指針」という。）この指針では、3つの基本方針のもと、平成 27 年度までの 5 年間に取り組む具体的な施策や達成目標を定めています。

本資料は、この指針の基本方針 2 に基づき子どもたちの将来の自立や社会参加を見通し、一人一人の教育的ニーズに応じるために保育所・幼稚園等で行ってきた指導や支援を小学校等へ円滑につなぐための仕組みとしての就学時引き継ぎシート（例）、保育所・幼稚園における個別の指導計画（例）について示したものです。

様式例を参考にさせていただき、円滑な引き継ぎを行うためにはどのような様式がよいのか検討し、それぞれの地域の実態に即したものを作成してください。

○基本方針2

発達障害等のある幼児の支援を校種間でつなぐ仕組みを構築します。

保育所・幼稚園等における、発達障害等のある幼児への支援は、関係機関等の支援を受けながら、障害の特性や実態に基づいた適切な指導や必要な支援を行っています。

このような保育所・幼稚園等で行ってきた指導・支援内容を小学校につないでいくことは、切れ目のない適切な指導や必要な支援につながり、その後の自立や学習に大きな効果があります。

しかし、こうした支援内容の引き継ぎは、他の校種間でも十分に行われていない現状があります。発達障害等のある幼児に対する、就学前から高等学校卒業までの一貫した支援を行っていくために、校種間をつなぐ取組を充実させることが喫緊の課題です。

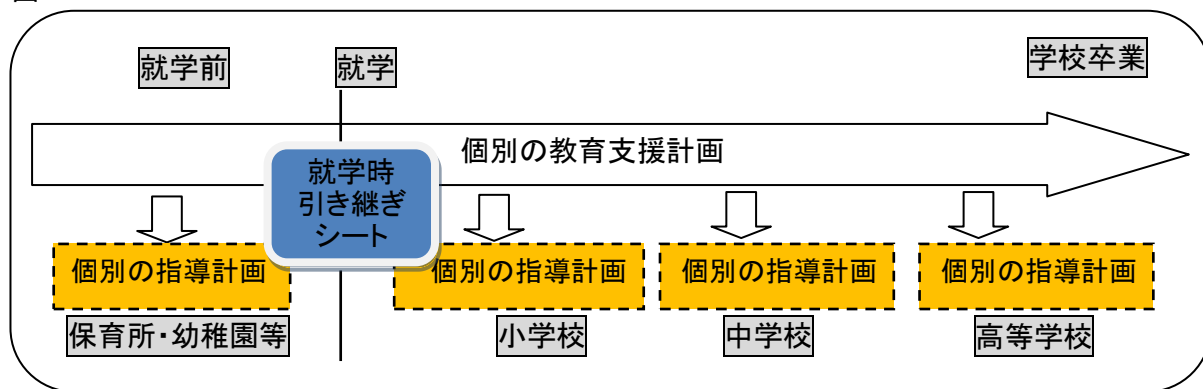
こうしたことから、保育所・幼稚園等、小学校・中学校、高等学校の校種間で、就学や進学に際して、それまでに積み上げた指導や支援を確実に次の学校につなぐ体制を構築します。

2. 就学时引き継ぎシートの位置付け

ここで示す保育所・幼稚園等と小学校等をつなぐ就学时引き継ぎシート（以下「就学时引き継ぎシート」という。）は、保育所・幼稚園等で行ってきた発達障害等のある幼児の指導・支援内容の小学校等への確実な引き継ぎと小学校等入学後約2か月間の円滑な学校生活につなげることを目的に作成するものです。（図1参照）

就学时引き継ぎシート作成にあたっては、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し活用している場合には、それらとの一貫性や整合性をもって作成することが必要です。

図1



用語解説

○個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画です。

○個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容や方法等を盛り込んだ計画です。幼児児童生徒一人一人の生活面や学習面の課題と手立てを明確にし、実践、評価、改善します。

○就学时引き継ぎシート

就学前からの切れ目のない支援を小学校等へ確実に引き継ぐためのものです。就学时引き継ぎシートの特徴は、次の2点です。

◆発達障害等のある幼児の入学後約2か月間の学校生活の円滑なスタートを意識して作成します。

◆保育所・幼稚園等職員と小学校等教員との間で支援会等の連絡会をもち、幼児の課題等を共有して、就学时引き継ぎシートを作成することで、校種間のつながりが強まります。

3. 就学時引き継ぎシートについて

保育所・幼稚園等で行ってきた指導・支援を小学校等に円滑につなげていくためには、その幼児の生活の様子や指導・支援の状況を踏まえて作成することが必要です。あわせて保護者が子どもの教育についてどんなことを望んでいるかなど共通理解を図りながら作成していくことが大切です。

作成にあたっては、同一市町村内では同一の様式のものを使用することが円滑な運営につながるため、市町村教育委員会が中心となって検討会を開催するなどして様式を作成することが望ましいと考えます。また、必要に応じて、小学校等とその校区の保育所・幼稚園等が話し合い、それぞれが作成する場合なども考えられます。

(1) 引き継ぐ幼児の範囲

発達障害等の支援を必要とする幼児のみではなく配慮の必要な幼児等を含め、必要に応じて小学校等へその支援や指導内容を引き継ぐことが大切です。

(2) 個人情報の取り扱いについて

就学時引き継ぎシートは、幼児の氏名や生年月日等の個人情報を含むものですので、個人情報の収集や他の機関へ情報を提供する場合には、保護者の同意を得るなど個人情報保護に関する関係法令や各市町村の個人情報保護条例等の規定に基づき、個人情報の取り扱いには十分注意をしてください。

(3) 情報通信技術を活用する場合

保育所・幼稚園等が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する関係法令及び各地方公共団体の条例等に基づき、個人情報の漏えい等の防止について、これまで以上に、適切な対応をしていくことが大切です。保育所・幼稚園・小学校等においては、関係法令等のほか下記事項を参考としていただき個人情報を適切に取り扱うようにしてください。

①作成、保存する場合

- パソコンなどを用いて作成する場合は、個人情報データの漏えいや紛失を防ぐため、私物のものではなく保育所・幼稚園・小学校等のものを使用して作成、保存をすることが大切です。
- 電子データは、バックアップした上でCDやUSBなどの外部記憶装置等に保存し、管理責任者を定め金庫等に集中保管するなど、その責任の所在と管理方法を明らかにしておくこと。また、パソコンなどの本体のハードディスクに記録が残らないようにすることが大切です。

○電子データの作成に用いるパソコンなどや外部記憶装置、ソフトなどについては、必ずウイルスチェックを行うことが大切です。

②電子データの改ざん・流出を防ぐための措置

○電子データの作成に用いるパソコンなどには、IDとパスワードを設定するなど、使用者を限定できるようにすることが大切です。

○電子データの園外への持ち出しは禁止すること。また、電子データの作成に用いるパソコンなどの修理や処分の際には、電子データが確実に消去されている状態にすることが大切です。

○不要になった電子データについては、速やかに破棄することが大切です。

(4) 文書の保存期間

保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録・認定こども園こども要録の保存期間を踏まえて適切な保管と処理を行うとともに、それぞれの市町村の公文書規程等に基づき適切な対応をしてください。

4. 作成にあたって

(1) 個別の指導計画

保育所・幼稚園等の個別の指導計画では、幼児一人一人の障害の状態等に
応じたきめ細かな指導が行えるよう、保育課程・教育課程や指導計画等を踏
まえて、より具体的に幼児一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や
指導内容・方法等を盛り込んだ計画です。そのためには日々の指導・支援が
その幼児に応じたものとなるように、担任が変わっても必要な情報を得るた
めに個別の指導計画を作成することが求められます。個別の指導計画の書式
(様式) については、これだけでなくはならないというものではありません。
誰が見ても分かりやすく、作成しやすい書式(様式)になるように検討をし、
活用できやすいものを工夫することが大切です。

記載にあたっては、対象幼児の実態やニーズを考慮の上、長期目標(およ
よそ1年間で達成できるもの)と短期目標(およそ学期ごと)とに分け、
関連付けて設定し、短期目標は達成可能なより具体的な目標を設定すること
が大切です。そのうえで、幼児一人一人の生活面や学習面の課題と手立てを
明確にし、実践、評価、改善します。

就学時引き継ぎシートと個別の指導計画との関係は、2 ページの図を参照し
てください。

(2) 就学時引き継ぎシート

このシートは、対象幼児の基本情報、入学前の指導や支援の状況、小学校
等入学時(2か月程度)における指導や支援の留意点の3つの視点で構成さ
れています。

■フェイスシート

このシートは、対象幼児の基本情報を記載するシートです。ここに示し
ている各項目については、保護者から聞き取り記載することとなります。

■支援状況シート

このシートは、対象児童の保育所・幼稚園等の様子や支援の状況を記載
するシートです。特にこのシートは、保育所・幼稚園等での幼児の様子や
支援内容を小学校へ引き継ぐために重要なものになります。記載にあたっ
ては、これまでに個別の指導計画を基に、支援を行って変化のあったこと、
効果的な支援方法などをできるだけ具体的に記述してください。

■就学サポートプラン

このシートは小学校等入学後、2か月間程度の生活や学習場面で必要な
指導や支援について記載するシートです。このシートの作成にあたっては、

対象幼児を担当する保育士または幼稚園教諭と小学校教諭等が「保幼小の連絡会」等の場を通して、最も適切な支援について検討することが大切です。

フェイスシート(例)

作成開始日 平成 年 月 日

(ふりがな) 幼児氏名		性別		生年月日	平成 年 月 日
保護者氏名		本人との続柄		保護者勤務先 (電話番号)	()
現住所	〒()			緊急時連絡先 (電話番号)	()
家族構成				特別児童扶養手当受給の有無	有・無
手帳の有無	有(療育・身体障害・精神障害)・無			等級	
生育歴 (幼児期まで) ・現在の状況	(気になったこと・身体・健康状態・検診での指摘事項等)				
本人・保護者の願い					

通院及び相談歴			
区分	機関名	期間	診断・所見等
通院		平成 年 月～平成 年 月	
		平成 年 月～平成 年 月	
		平成 年 月～平成 年 月	
相談歴		平成 年 月	
		平成 年 月	
		平成 年 月	

現在受けている支援				
分野	機関名	電話番号	担当者名	支援の内容
医療				
保健・福祉				
教育				
地域その他				
受けない支援・困っていること(緊急度が高いものには◎をつけてください)				

※このシートは、保育所・幼稚園等が保護者から聞き取り記載する。

記載例

フェイスシート(例)

作成開始日 平成 年 月 日

(ふりがな) 幼児氏名	とさ はなこ 土佐 花子	性別	女	生年月日	平成 年 月 日
保護者氏名	土佐 次郎	本人との続柄	父	保護者勤務先 (電話番号)	〇〇株式会社 (088-〇〇〇-〇〇〇〇)
現住所	〒(XXX - YYYY) 〇〇市〇〇町 XX 番地 Y		緊急時連絡先 (電話番号)	土佐 海 (携帯 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
家族構成	祖父・父・母・兄・本人		特別児童扶養手当受給の有無	有・無	
手帳の有無	有(療育・身体障害・精神障害)・無		等級	2 級	
生育歴 (幼児期まで) ・現在の状況	(気になったこと・身体・健康状態・検診での指摘事項等) ・寝付くまでに時間がかかり、少しの物音で目が覚めた。 ・兄に比べ言葉が出るのが遅かった。・やや多動傾向にあるが、興味があると集中する。しかし、気持ちの切り替えができず、次の活動に移れない。 ・語彙は豊富であるが、ひとり言が多い。・特に心配ない。様子を見ましようといわれた。				
本人・保護者の願い	・これまでの地域のつながりや友達との関係を大切にしたい。				

通院及び相談歴			
区分	機関名	期間	診断・所見等
通院	〇〇クリニック	平成23年 5月～平成 年 月	・自閉的な傾向があるといわれたが、診断をするほどではないといわれ、療育福祉センターを紹介された。
		平成 年 月～平成 年 月	
		平成 年 月～平成 年 月	
相談歴	〇〇福祉センター	平成21年 4月	・発達検査と知能検査を受け、知的発達には現在心配はないと言われたが、定期的な受診を勧められた。
		平成 年 月	
		平成 年 月	

現在受けている支援				
分野	機関名	電話番号	担当者名	支援の内容
医療	〇〇クリニック	AA-BBBB	〇〇医師	・主治医として定期的を受診している。
保健・福祉	〇〇福祉センター	BB-CCCC	〇〇相談員	・半年に1度の相談・療育を受けている。
教育	〇〇特別支援学校 特別支援教育課	CC-DDDD	〇〇教諭	・教育相談
		DD-EEEE	〇〇指導主事	・巡回相談員派遣事業
地域その他	〇〇市	FF-GGGG	〇〇保健師	・2か月に1回の支援訪問
			〇〇指導主事	・加配保育士の相談
受けたい支援・困っていること(緊急度が高いものには◎をつけてください)				
・友だちと遊んだり、一緒に行動したりすることが難しい。 ◎ 時々、一つのことにこだわってしまい、気持ちを切り替えることが難しい。				

※このシートは、保育所・幼稚園等が保護者から聞き取り記載する。

支援状況シート(例)

作成日 平成 年 月 日

本人・保護者の願い			
興味・関心			
得意なこと			
苦手なこと			
配慮や支援が必要な場面	支援	様 子	支援内容
生活面 身辺処理面	食事		
	排泄		
	衣服の着脱		
	移動		
	睡眠		
	危険認知		
	その他		
社会性 コミュニケーション	指示の理解		
	言葉によるコミュニケーション		
	人とかかわり方		
	集団参加		
	ルールの理解・遂行		
	感情のコントロール 注意の集中		
	その他		
健康面 身体機能面	疾病・身体機能		
	見え方		
	聞こえ方		
	姿勢保持		
	粗大運動・微細運動		
	その他		
学 び の 基 盤	事物や場面の理解		
	興味関心の 文字入の	読むこと	
		書くこと	
	数の理解		
	描くこと		
	その他		

※① このシートは小学校入学2～3か月前に記載すること。※②支援を必要とする場面に○を記入すること。

記載例

支援状況シート(例)

作成日 平成 年 月 日

本人・保護者の願い	・これまでの地域のつながりや友達との関係を大切に、さらに交流を深めたい。				
興味・関心	・〇〇のキャラクターのフィギュアに興味がある。 ・洗濯機や換気扇などくるくと回るものに興味がある。				
得意なこと	・機械的な記憶が得意。				
苦手なこと	・大きな集団に入ることや、騒がしい場所、大きな音が苦手。				
	配慮や支援が必要な場面	支援	様子	支援内容	
生活面 身辺処理面	食事	○	野菜が食べられない。	・無理強いをせず、量を加減する。	
	排泄				
	衣服の着脱	○	着替えに時間がかかる。	・手順表を使って確認しながら着替える。	
	移動				
	睡眠	○	睡眠のリズムが乱れやすい。	・医療に相談し、適切なアドバイスを受ける。	
	危険認知	○	興味が湧くと周囲の状況に関係なく行動する。	・極めて危険な行動は、不快な刺激で止めさせることも時には必要。	
	その他				
社会性 コミュニケーション	指示の理解	○	言葉による指示だけでは理解が難しい。	・視覚的な情報を添える。	
	言葉によるコミュニケーション	○	言葉だけでは成立しにくい。	・具体物、絵や写真などを用いたり、具体的に分かりやすく、大切な点を簡潔に話すよう心がける。	
	人とのかかわり方	○	一方的に話したり、トラブルになることがある。	・場面場面で気持ちを代弁し、良いこと良くないことを理解させる。	
	集団参加	○	避ける傾向が強い。	・前もって行き先、その場での活動、見通しなどを伝えておく。	
	ルールの理解・遂行	○	ルールのある遊びに入ることができない。	・本人が分かりやすい単純なルールで参加できる場面を作る。	
	感情のコントロール 注意の集中	○	気持ちの切り替えができず、次の活動に移れない。	・予定表を示し、予告する。 ・折り合いの付け方を教える。	
	その他				
健康面 身体機能面	疾病・身体機能				
	見え方				
	聞こえ方				
	姿勢保持				
	粗大運動・微細運動	○	問題ないが模倣する力が弱い。	・相手を意識させ、粗大運動など簡単な模倣ができる力をつける。	
	その他				
学びの 基盤	事物や場面の理解	○	字義どおりの解釈をしたり、これ、あれ、などが理解できない。	・指示など、話すときは具体的に分かりやすく簡潔にし、視覚的な情報を補足する。	
	興味関心の 文字への	読むこと		看板に書かれている文字などに興味がある。ひらがなの拾い読みができる。	特になし
		書くこと		ゴシック体の文字を好んで書く。	特になし
	数の理解			5までの概念ができています。	特になし
	描くこと	○	絵を描くことが好きではない。	・本人の好きな色の紙やクレヨンで誘って描くことに興味をもてるようにする。	
	その他				

※① このシートは小学校入学2～3か月前に記載すること。 ※②支援を必要とする場面に○を記入すること。

就学サポートプラン(例)

作成日 平成 年 月 日

入学式及び就学2か月間程度の本人・保護者の願い	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
-------------------------	--

○入学式に必要な指導及び支援の内容

想定される課題	対 応

○就学後2か月程度必要な指導及び支援の内容

就学後の必要な指導及び支援の内容・配慮事項等		
区分	想定される課題	対 応
登下校	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	
学習時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	
(その他 教材等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	

※ このシートは小学校入学2～3か月前に記載すること。

入学式及び就学2か月間程度の本人・保護者の願い	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式では落ち着いて最後まで式に参加してほしい。 ・新しい生活にスムーズに慣れてほしい。 ・友だちと一緒に楽しく学校生活を送ってほしい。
-------------------------	---

○入学式で必要な指導及び支援の内容

想定される課題	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・初めての場所に不安を覚え、常同行動や回避行動をとることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に体育館に連れて行き慣れさせておく。 ・指定された座席には興味のあるものを置いておく(例ウルトラマン絵カード)。 ・不意な身体接触、言葉掛けをしないよう心がける。 ・音楽、マイクなどのボリュームは必要最低限にしておく。 ・外に飛び出してもあわてず、静かに再入室を促すが無理強いはいしない。

○就学後2か月程度必要な指導及び支援の内容

就学後の必要な指導及び支援の内容・配慮事項等		
区分	想定される課題	対 応
登下校	<ul style="list-style-type: none"> ・時間通りに登校できないことが考えられる。 ・放課後児童クラブでの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面(1ヶ月程度)は保護者に送迎を依頼する。 ・集団登校に慣れさせる(可能であれば保護者に同行を依頼)。 ・日課スケジュールを固定化し変更をできるだけなくす。
学習時間	<ul style="list-style-type: none"> ・時間いっぱいじっとしていることができない。 ・言葉だけで指示すると伝わらないことが考えられる。 ・集団活動場面では学習にのらない、集団から離れることが考えられる。 ・体育等の着替えに時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20分ほどで集中力が途切れがちになることを目安に授業を工夫する。 ・具体物、写真、絵、文字など、目で見てわかるものを使いながら説明、指示する。 ・小集団活動からはじめ、次第に大きい集団活動へ入るよう無理なく支援する。 ・行事等については、あらかじめ場所、学習内容を伝えるなど見通しをもたせる。 ・手順表を使って教師と確認しながら着替える。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の気持ちがわからずトラブルになることが考えられる。 ・騒がしいなかで、イライラするなどの様子が見られることが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が仲介役になり、コミュニケーションを練習しながら人間関係づくりを行う。 ・落ち着けるスペースを確保しておき、時間になれば戻ってくるようルール化しておく。
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜が食べられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無理強いをせず、量を加減する。
(教材等)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・言語指示については、理解が難しい。 ・見通しをもって行動することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実物や写真など視覚教材を有効に活用する。 ・始まりと終わりがはっきりと見て分かる工夫が必要。

※ このシートは小学校入学2～3か月前に記載すること。

同意書(例)

(幼児名)に関わる^{※1}「〇〇支援シート」(就学时引き継ぎシート)の作成及び活用に必要な情報を関係者(機関)から収集したり、教育関係機関に提供したりすることに同意します。

ただし、収集できる個人情報は、「〇〇支援シート」の作成、改訂、活用に関わるものに限ることとします。

平成 年 月 日

様

保護者氏名

(署名)

印

※1 各市町村においてシート名を記入してください。
なお、この同意書は、就学时引き継ぎシート作成前に承諾いただくものです。

就学时引き継ぎシート例に関する資料は、高知県教育委員会事務局の次のホームページからダウンロードできます。

幼保支援課 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311601/>

小中学校課 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310301/>

特別支援教育課 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/>

参 考 資 料

- ・学校教育法
- ・平成19年文部科学省初等中等教育局長通知
- ・幼稚園教育要領・保育所保育指針における特別支援教育等に関する告示文及び解説の一部抜粋
- ・個別の指導計画(例)

学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

最終改正:平成二三年六月三日法律第六一号

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

(第二項及び第三項 略)

平成 19 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

特別支援教育の推進について(通知)

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校におい

て実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長(園長を含む。以下同じ。)は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めるこ

と。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受けられる可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害の

ある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、

当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあつては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。
また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。
この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

幼稚園教育要領解説抜粋

3章 一般的な留意事項

2 障害のある幼児の指導

(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

幼稚園は、適切な環境の下で幼児が教師や多くの幼児と集団で生活することを通して、幼児一人一人に応じた指導を行うことにより、将来にわたる生きる力の基礎を培う体験を積み重ねていく場である。友達をはじめ様々な人々との出会いを通して、家庭では味わうことのできない多様な体験をする場でもある。

また、学校教育法第81条第1項では、幼稚園において、障害のある幼児などに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととなっている。特別支援教育は、障害のある幼児の自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うものである。さらに、特別支援教育を推進することは、障害のある幼児への指導にとどまらず、障害のない幼児への指導の充実にも資するものである。これらを踏まえ、幼稚園において障害のある幼児を指導する場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、幼稚園生活の場の特性と人間関係を大切に、その幼児の発達を全体的に促していくことが大切である。そのため、幼稚園では、幼児の障害の種類や程度などを的確に把握し、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容・指導方法の工夫について検討し、適切な指導を行う必要がある。その際、教師は、ありのままの幼児の姿を受け止め、幼児が安心して、ゆとりをもって周囲の環境と十分にかかわり、発達していくようにすることが大切である。例えば、弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫をしたり、難聴の幼児に絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにしたり、肢体不自由の幼児が興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるように工夫したりするなど、その幼児の障害の種類や程度に応じた配慮をする必要がある。また、障害のある幼児とない幼児と一緒に遊ぶときには、幼児同士がかかわりながら、それぞれの幼児が遊びを楽しめるように適切な援助をする必要がある。また、学校教育法の改正により平成19年度から従来の盲・聾・養護ろう学校は「特別支援学校」に転換され、

学校教育法第 74 条において、幼稚園などの要請に応じて、幼稚園などに在籍する障害のある幼児などに関し必要な助言又は援助を行うよう努めることとなった。このことを踏まえ、幼稚園は、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある幼児の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を計画的、組織的に行うことが大切である。

例えば、障害のある幼児一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。また、障害のある幼児については、幼稚園生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。これらのことは特別支援学校などで行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの幼稚園や幼児の実態に応じた指導方法を工夫することが大切である。

障害のある幼児の指導に当たっては、何よりも幼稚園の教師が障害のある幼児に対する理解を深め、その教育についての知識と経験を豊かにすることが大切である。そのためには、例えば、園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、幼稚園の教職員全体の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に取り組むことが重要である。同時に、その幼児の日常の生活に支障がないように、あるいは安全を確保する観点から、施設や設備の整備、学級編制や教職員の配置への配慮をすることも大切である。

また、障害のある幼児の発達の状態は、家庭での生活とも深くかかわっている。そのため、保護者との密接な連携の下に指導を行うことが重要である。教師は、幼児への指導と併せて、保護者が我が子の障害を受容できるようにしたり、将来の見通しについての不安を取り除くようにしたり、自然な形で幼児とのかかわりができるようにしたりするなど、保護者の思いを受け止めて精神的な援助や養育に対する支援を適切に行うように努めることが大切である。

3 障害のある幼児との活動をともにする機会

(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

障害のある幼児については、障害の状態などに応じた適切な指導を行うとともに、様々な体験を通して、幼児が達成感や成就感を味わい、自分の行動に対する自信と積極的な姿勢を早期から身に付けることができるようにすることが重要である。このため、特別支援学校の幼稚部においては、幼児が積極的に幼稚園の幼児などと活動を共にする機会を設け、様々な触れ合いや出会いの体験を豊かにすることを重視している。

また、幼稚園にとっても、障害のある幼児と活動を共にすることを通して、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。このことは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、社会性や豊かな人間性を身に付ける上でも大切なことである。

障害のある幼児と障害のない幼児が活動を共にすることは、すべての幼児にとって意義のある活動であり、今後一層の充実を図ることが大切である。

このような活動が、それぞれの幼児にとって意義のある体験となるためには、例えば、連絡会を設け、幼稚園と幼稚部の教師が互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。

なお、特別支援学校の幼稚部だけでなく、日常の保育において様々な機会を通じ、幼稚園の幼児が幼稚園内外の障害のある幼児や児童などと触れ合うことができるよう配慮することも大切である。

保育所保育指針解説書抜粋

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

指導計画の作成に当たっては、第2章(子どもの発達)、前章(保育の内容)及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

ウ 障害のある子どもの保育

(ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。

(エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

③ 障害のある子どもの保育

【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所においては、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合っています。障害のある子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮します。

一人一人の障害は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが大切です。子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、保育を展開していきます。

【個別の指導計画と支援計画】

保育所では、障害のある子ども一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しを持って保育することが必要です。そこで、必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関

連づけておくことが大切です。その際には、障害の状態や生活や遊びに取り組む姿、活動への関心や参加の様子、さらには友達との関わりなどをていねいに把握して、クラス等の指導計画と個別の指導計画をどう関連させていくのか、環境構成や援助として特に何を配慮していくのかなど、具体的に見通すことが大事になります。また、計画に基づく支援が、長期的にどのような方向性をめざしていくのか、担当保育士をはじめ、看護師等や栄養士、嘱託医などが連携することが基本です。

学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められている今日、保育所においても、市町村や地域の療育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに関わる様々な人や機関と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つこととなります。

【職員相互の連携】

障害のある子どもの理解と援助に当たっては、担当保育士だけではなく、職員全体で共通理解を図りながら取り組むことが基本です。そのためには、施設長が中心となり、職員全体で定期的かつ必要に応じて話し合う機会を持つことが求められます。

担当保育士を中心にその日の子どもの心身の状況に応じて、職員間で協力しながら保育を進めていくことが重要です。

【家庭との連携】

障害のある子どもの理解と援助は、子どもの保護者や家庭との連携が何よりも大切になります。保育所と家庭での生活の状況を伝え合うことで、子どもの理解を深め合うことや、保護者の悩みや不安などを理解し支えていくことなどが可能となります。こうした連携を通して保護者が保育所を信頼し、子どもについての共通理解のもとに協力し合う関係を形成することができます。

また、他の子どもの保護者に対しても、保育所での生活の中で、子どもが互いに育ち合う姿を通して、障害についての理解が深まるようにすることが大切です。その際、子どもとその保護者や家族に関するプライバシーの保護には十分留意します。

【地域や専門機関との連携】

障害のある子どもの保育に当たっては、地域の専門機関と連携し適切なアドバイスを受けながら取り組んでいくことが必要となります。そのためには、保育所と専門機関とが定期的に、または必要に応じて話し合う機会を持ち、子どもへの理解を深め、保育の取組の方向性について確認し合うことが大切です。

また、就学する際には、保護者や関係する専門機関がそれまでの経過やその後の見通しについて協議し、その子どもにとって最も適していると思われる支援のあり方を考えていくことが求められます。

第6章 保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章(総則)に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

— (前略) —

【特別の支援を必要とする家庭及び児童の優先入所の原則】

保育所は、市町村が「保育に欠ける」と判断し、入所を受託した乳幼児の保育を行うことを目的としています。これに関連し、児童虐待の防止等に関する法律第13条の2は、市町村が保育所に入所する児童を選考する場合には、「児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならない。」と定めています。また母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条は、市町村が保育所に入所する児童を選考する場合には、「母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。」と定めています。さらに、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第7条は、市町村は保育の実施に当たって、「発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう適切な配慮をするものとする。」と明記しています。

これらの法の趣旨を踏まえ、特別の支援を必要とする家庭や保護者の保育や子育て支援に留意することが重要です。

2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に

加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。

- (4) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
- (5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて、個別の支援を行うよう努めること。
- (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

— (前略) —

(4) 障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援

障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対しては、更に十分な配慮のもとに保育並びに支援を行うことが必要です。これらの子どもの保育に当たっては、第4章-1-(3)-「ウ障害のある子どもの保育」に記されている事項を十分に配慮し、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応を図る必要があります。また、保護者に対しては必要に応じて保育指導を行うとともに、他の子どもや保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する必要があります。

なお、発達障害者支援法に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう配慮して入所を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められます。また、幼稚園、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別支援計画の策定とも関連することに留意することが重要です。

個別の指導計画(例)

作成日	年 月 日 ()	記入者		評価計画		
氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日	診断等		
		クラス	歳児 組			
保護者の 願い				担任の願い		
専門家 からの助言						
	子どもの実態	考えられる背景・要因	長期・短期の目標	援助・指導方法(手立て・場)	子どもの変容	評 価
生活習慣						
コミュニケーション						
遊び						
集団への参加 人のかかわり						
その他						

概要

個別の指導計画(例)

どのくらいの期間で評価し、見直していくか。

作成日	年 月 日 ()	記入者	評価計画			
氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日	診断等	発達上気になること、障害の種類、健康面・手先の動き、制限や制約など。	
		クラス	歳児 組			
保護者の願い				担任の願い		
専門家からの助言						
	子どもの実態	考えられる背景・要因	長期・短期の目標	援助・指導方法(手立て・場)	子どもの変容	評価
生活習慣	<p>身辺自立(排泄・食事・着脱・片付けなど)</p>	<p>それぞれの場面での子どもの姿を具体的に記入する。支援方法を明確にするために、1人で取組が可能なこと、難しいこと、プラス面を明確に記入する。</p>				
言葉	<p>言語の様子(1語文・2語文など) 言語と行動のつながり・要求の言語化や表現方法 相手の言葉に対する理解・応答 1対1対応時の理解</p>		<p>子どもの実態に記載した姿の背景・要因として考えられることを記入する。</p>	<p>どのような育ちを願うのか保育者の願いを、子どもの姿で具体的に記入する。</p>		
遊び	<p>好んで行う遊びや遊び方 こだわり場面での様子・行動 衝動的な行動や不注意</p>	<p>感覚機能など 初めての場面での様子や行動 表情や姿勢(体の決まり方) など</p>		<p>保育者の立場で目標を達成するために、どのような援助をどのような場面で行うかについて具体的に記入する。</p>		
集団への参加	<p>集団での活動への参加の仕方 集中できない時の行動の特徴 人とともに生活する喜びや楽しむ感覚 協力する態度や認め合う喜びの視点</p>	<p>集団の中での話の理解度・集中度・集中時間 模倣の様子 相手への理解や思いやり など</p>			<p>援助を行った結果、どのような子どもの姿が見られたか具体的に記入する。</p>	
その他	<p>上記に当てはまらないこと</p>			<p>具体的な状況と援助を照らし合わせ評価をする。</p>		

記載例

個別の指導計画(例)

作成日	年 月 日 ()	記入者		評価計画	3か月ごとに評価する。	
氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日	診断等	自閉的な傾向があるが、診断するほどではないと言われている。3か月に1回程度、定期的に受診している。知的発達には現在心配ないと伝えられている。	
		クラス	歳児 組			
保護者の願い	これまでの地域のつながりや友だちとの関係を大切にしたい。		担任の願い	友だちと遊んだり、一緒に行動したりすることを楽しんでほしい。 活動が変わる時に気持ちの切り替えがスムーズにできるようになってほしい。		
専門家からの助言	スケジュールの提示や予告するなど見通しがもてるようにして、気持ちの切り替えを促す。 視覚的、具体的な物を使って伝える。言葉かけは簡潔、明瞭に伝える。					
	子どもの実態	考えられる背景・要因	長期・短期の目標	援助・指導方法(手立て・場)	子どもの変容	評価
生活評価	<ul style="list-style-type: none"> 着替えに時間がかかる。 野菜を食べない。 	<ul style="list-style-type: none"> 着替えの手順がわからない。 集中が続かない。 においを嗅いでいる様子から、においに対して拒否感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> (短) 手順表を見て大人と確認しながら10分程度で着替えられる。 (長) 自分で手順を見て着替える。 (短) においの少ない野菜なら食べられる。 (長) 自分で野菜を食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 手順表を使って保育士と確認しながら着替える。 着替えのスペースを保育室の隅に固定し、周囲からの刺激を受けないようにする。 ①量を少なくする。 ②上手に残す方法を教え、無理強いはしない。 ③園と家庭で協力して、調理方法を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者が声をかけると自分で手順表を見て着替えるようになった。 少しずつ食べる姿が見られるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 手順表を使うことでわかりやすくなり集中するようになった。 量を少なくしたり、においを抑えたりすることで、抵抗感が少なくなった。
言葉	<ul style="list-style-type: none"> 物を見せて指示をするとすぐできることがある。 自分の興味のあることは友だちに積極的に話しかける。 言葉だけによる指示ややりとりでは伝わっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 耳からの情報だけではわかりにくい。 一度に複数のことを言われるとわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> (短) 個別に指示すれば、理解し行動する。 (長) 全体指示のなかで本児にわかりやすい指示をすれば、他児と同じペースで行動を始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体物、絵、写真を使いながら説明する。 簡潔に指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体物、絵、写真に注目して話を聞いている。 みんなと一緒に行動することが増えてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚的な支援をすると、わかることが増えた。

遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・興味のある遊び(フィギュア)には集中して遊べる。 ・鬼ごっこ、サッカーなどルールのある遊びに入らないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールがわからず楽しくない。 ・鬼が変わるなど、変化があり状況判断を求められるルールはわかりにくい。 	<p>(短)簡単なルールを理解して遊びに参加する。</p> <p>(長)いろいろな遊びに参加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの仲間に入りたいと思えるような単純なルールを設定する。 ・鬼ごっこでは、鬼の目印をつける。 ・鬼ごっこの範囲をライン引きする。 ・サッカーはチーム別に色帽子やゼッケンで視覚的な手がかりをつくる。 ・本児の好きな遊びを中心にした活動を設定し友だちとかかわれるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼ごっこに入り、鬼から逃げられるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目印をつけることで、わかりやすくなり、主体的に遊べる支援になった。
集団への参加 人とかかわり	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の友だちに自分から関わるができる。 ・気に入らないことがあると、友だちとトラブルになり叩いたり蹴ったりしてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の気持ちがわからない時や、言い方がわからない時に叩いてしまう。 	<p>(短・長)自分の気持ちなど、伝えたいことを言葉で伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本児の言いたいことを聞いてあげる。 ・日ごろから観察し、叩く気配があれば事前に止める。 ・その時の場面をとらえて、〇〇って言ったほうがいいよと伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルの後、自分の気持ちを話すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを聞くという支援で、トラブルになった時の自分の気持ちを伝えることができた。
その他						

